

○ 個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項

(岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第5号)

○ 類型化事項

・ 現行の1類型を次のとおり変更することは適当と認めます。

【変更前】

| 類 型 | 目的外に利用・提供する理由 |
|---|--|
| <p>試験研究等のため、<u>県立病院等</u>において保有する患者等に関する個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供するとき。</p> <p>ただし、次の要件を満たすときに限る。</p> <p>(1) 本人の同意を得て試験研究等を行うことが困難であり、かつ当該試験研究等の結果が治療の場に還元されること。</p> <p>(2) 試験研究等を行うことが公益上必要なこと。</p> <p>(3) 試験研究等を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。</p> | <p>試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は、疾病対策の企画と評価に関する基礎資料になるとともに、疾病の原因の究明にも活用されている。こうした分野での個人情報の利用・提供には公益上の必要性が認められるとともに、的確な医療サービスを供給するという面でも重要な役割を果たしていることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p> |

【変更後】

| 類 型 | 目的外に利用・提供する理由 |
|---|--|
| <p>試験研究等のため、<u>県及び県が設立した地方独立行政法人が設置及び管理する病院</u>において保有する患者等に関する個人情報を当該実施機関内部で利用し、又は<u>他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人</u>に提供するとき。</p> <p>ただし、次の要件を満たすときに限る。</p> <p>(1) 本人の同意を得て試験研究等を行うことが困難であり、かつ当該試験研究等の結果が治療の場に還元されること。</p> <p>(2) 試験研究等を行うことが公益上必要なこと。</p> <p>(3) 試験研究等を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。</p> | <p>試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は、疾病対策の企画と評価に関する基礎資料になるとともに、疾病の原因の究明にも活用されている。こうした分野での個人情報の利用・提供には公益上の必要性が認められるとともに、的確な医療サービスを供給するという面でも重要な役割を果たしていることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p> |

